


### 区民健康診査・ 歯科健診の 受診券は6月上旬に 発送します

区民健康診査・歯科健診は、次の期間に無料で受診できます。受診に必要な受診券は6月上旬ごろ対象の方にお送りします。詳しくはHPを確認を。

**と き** 6月15日(月)～令和9年2月28日(日)


**問合せ** 健康推進課健康推進係 ☎03-5211-8171



### 街路灯のLED化

ゼロカーボン推進に向け、区が管理する街路灯のうち、LED化されていない街路灯を4月～9月末でLED化する作業を行います。灯具部分の取り替えによりLED化しますが、商店街灯などのデザイン灯はランプ部分を交換します。作業期間中はご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

**問合せ** 道路公園課計画・設計係 ☎03-5211-4240



### 特別区(東京23区)の 区立幼稚園教員採用選考

①特別区立幼稚園教員採用候補者  
対象 幼稚園教諭普通免許状を有する方または令和9年3月31日までに取得見込みで平成4年4月2日以降に生まれた方

**申込方法** 5月12日(火)17時までにHPから

**第1次選考(筆記試験)** 6月21日(日)

②特別区立幼稚園臨時的任用教員採用候補者  
対象 幼稚園教諭普通免許状を現に有する方

**申込方法** HPを参照

**申込期間** 4月選考Ⅱ4月2日(木)～8日(水) / 5月選考Ⅱ4月23日(木)～30日(木) / 6月選考Ⅱ5月22日(金)～28日(木) / 7月選考Ⅱ7月7日(火)～13日(月) / 8月選考Ⅱ7月31日(金)～8月7日(金) / 9月選考Ⅱ9月2日(水)～8日(火)

**勤務地** 東京23区の区立幼稚園(大田区、足立区を除く)

**選考方法** 書類  
**選考および面接** 選考および面接  
**問合せ** 特別区  
人事・厚生事務  
組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当

① ☎03-5210-9857  
② ☎03-5210-9751



# 2026 4 5 区政インフォメーション City Information

## 国民健康保険

### ①子ども・子育て支援金制度が始まりました

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代から支援金として拠出された財源を活用して子育て世帯への給付を充実させることで、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。千代田区国民健康保険の被保険者からの支援金の拠出は、令和8年4月分から開始されます。なお、実際の徴収開始時期は令和8年6月末の予定です。支援金額(所得割率、均等割額および賦課限度額)については、下の記事をご確認ください。なお、18歳になる年度末までの子どもについては、均等割額はかかりません。制度について詳しくは、こども家庭庁HPをご確認ください。

**6月に通知を送付**

### ②令和8年度の保険料率が決まりました

年間の保険料は6月～翌年3月の10期(回)に分けて納めていただきます。年金引き落としの方は、4月の納付があります。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	子ども分
所得割(算定基礎額 <sup>※1</sup> に対する料率)	7.51%	2.80%	2.43%	0.27%
均等割(1人当たり)	4万7,600円	1万7,600円	1万7,800円	1,873円
限度額(1世帯当たり)	67万円	26万円	17万円	3万円

※1 前年の総所得および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額(43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

#### 国民健康保険制度

国民健康保険制度(国保)は、自営業者や会社を退職した74歳以下の方を対象とする制度です。「国民皆保険制度」の中核を担う制度として、加入者の安全・安心な医療の確保や健康保持増進などに大きな役割を果たしています。

#### 保険料の構成

加入者が納める保険料は「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」、「子ども分」から構成されます。それぞれ所得に応じた「所得割」と加入者全員が等しく負担する「均等割」が合計されます。

医療分  
・所得割  
・均等割

+

後期高齢者  
支援金分  
・所得割・均等割

+

介護分<sup>※1</sup>  
・所得割  
・均等割

+

子ども分<sup>※2</sup>  
・所得割  
・均等割

=

国民  
健康  
保険料

※1 40歳～64歳の方のみ  
※2 18歳になる年度末までの子どもには均等割額なし

**いずれも**

**問合せ** 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4204

## 国民年金

### ■保険料学生納付特例制度の活用を

日本国内に住むすべての人は、20歳から国民年金の被保険者となり、保険料の納付義務が生じます。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人所得が一定額以下の場合、申請で保険料の納付を猶予できる制度があります。

**承認期間** 4月(または国民年金加入月)～その年の年度末  
※過去の期間は、申請日から原則2年1か月前までさかのぼって申請可能

**対象** 大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生等で、本人の前年所得が基準以下の方  
※対象の各種学校は、学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程がある学校  
※夜間部、定時制課程、通信制課程、一部の海外大学の日本分校の学生も対象(海外に所在地のある学校は、原則対象外)

**申請に必要なもの** その年度の学籍を確認できる学生証(写)または在学証明書(原本)

**申請方法** マイナポータル、郵送または直接問合せ先へ

**問合せ** 保険年金課国民年金係(区役所2階) ☎03-5211-4202 〒102-8688九段南1-2-1、千代田年金事務所 ☎03-3265-4381 〒102-8337三番町22

### ■前払い(前納)で最大1万6,010円お得に

国民年金には、保険料を現金でまとめて前払いをすると割り引きになる「前納割引」制度があります(納付期限日を過ぎてから納めても割り引きはなし)。希望月から令和10年3月分までの保険料は、指定の納付期限内(1年前納・2年前納の納付期限日は4月30日(木))であれば前納できます。※口座振替・クレジットカードでの前納も令和8年度の途中からまとめて納付可※割引額は前納する期間によって異なる

**問合せ** 千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

### ■産前産後期間の免除

国民年金加入者の出産前後の一定期間は、保険料の納付が免除されます。免除期間中は、保険料を納めたものとして取り扱われます。

**対象** 国民年金加入者(第1号被保険者)で出産日が平成31年2月1日以降の方(申請免除・法定免除、納付猶予期間中でも申請可)

**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)※付加保険料を納付可

**届出時期** 出産予定日の6か月前以後

**申請方法** マイナポータル、郵送または直接問合せ先へ

**必要書類** 出産前の場合＝母子健康手帳など、出産後の場合＝原則不要(被保険者と子が別世帯の場合や他区市町村に住居登録があるときに出生した場合は、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類が必要)

**問合せ** 保険年金課国民年金係(区役所2階) ☎03-5211-4202 〒102-8688九段南1-2-1

### ■手続きがスマホからも行えます

国民年金の手続きはマイナポータルから電子申請が可能です。手続き方法など詳しくは、日本年金機構HPまたは問合せ先へ。

**対象** 国民年金の加入の届出、国民年金保険料免除・納付猶予申請、国民年金保険料学生納付特例申請、国民年金付加保険料納付(辞退)の届出、国民年金保険料の産前産後免除の届出

**問合せ** ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)  
※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、☎03-6630-2525(「03」を省かない)

